

津市重度障害者等日常生活用具給付事業実施要綱

平成 19 年 5 月 31 日訓第 33 号

改正 平成 19 年 6 月 29 日訓第 37 号
平成 20 年 6 月 30 日訓第 59 号
平成 22 年 3 月 31 日訓第 13 号
平成 25 年 3 月 29 日訓第 9 号
平成 25 年 5 月 31 日訓第 40 号
平成 26 年 10 月 31 日訓第 125 号
平成 28 年 3 月 30 日訓第 27 号
平成 29 年 3 月 31 日訓第 37 号
平成 31 年 3 月 29 日訓第 15 号
令和 3 年 3 月 24 日訓第 15 号
令和 4 年 3 月 31 日訓第 26 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、重度の障害者並びに障害児及びその保護者の日常生活上の便宜を図るため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、障害者等に対し、日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 法第 4 条第 1 項に規定する障害者をいう。
- (2) 障害児 法第 4 条第 2 項に規定する障害児をいう。
- (3) 障害者等 障害者及び障害児、難病患者等をいう。

(対象者)

第 3 条 用具の給付を受けることができる者（以下「給付対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者で、本市の支給決定（法第 19 条第 1 項に規定する介護給付費等の支給決定をいう。以下同じ。）を受けることができるもののうち、別表種目欄に掲げる用具の区分に応じ同表対象者欄に掲

げる障害を有するもの又はその者の保護者とする。ただし、障害者等又はその属する世帯の他の世帯員（障害者である場合にあっては、その配偶者に限る。）のうちいずれかの者について、用具の給付を受ける月の属する年度（給付を受ける月が4月から6月までの間にあっては、前年度）の市町村民税の所得割の額が46万円以上であるときは、給付対象者となることはできない。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所において知的障害者又は知的障害児と判定された者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (4) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「令」という。）で定めるものによる障害の程度が特殊の疾病による障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度の者であって、医師の意見書により市長が適当と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、パーソナルコンピュータ及びファクシミリの給付を受けることができる者は、同項に規定する者のうち、その属する世帯全員の前年の所得税が非課税である者に限るものとする。

（用具の種目等）

第4条 給付の対象となる用具は、別表種目欄及び性能欄に掲げるとおりとする。

（再給付の制限等）

第5条 用具の給付を受けた後、別表種目欄に掲げる用具の区分に応じ同表耐用年数欄に掲げる年数を経過していない場合は、用具の再給付はできないものとする。ただし、障害者等の障害の程度に変更があったことにより既に給付した用具が使用できない場合は、この限りでない。

2 居宅生活動作補助用具の購入費及び当該用具の設置に係る改修工事費（以下「居宅生活動作補助用具費等」という。）の給付は、対象となる障害者等

1 人につき原則 1 回とする。

(給付の申請)

第 6 条 用具（居宅生活動作補助用具を除く。）の給付を受けようとする者は、日常生活用具給付申請書（第 1 号様式）に用具の見積書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 居宅生活動作補助用具費等の給付を受けようとする者は、居宅生活動作補助用具費等給付申請書（第 2 号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 居宅生活動作補助用具費等の見積書及び改修箇所の見取図

(2) 改修しようとする住宅が障害者等の所有する住宅でない場合にあっては、所有者の住宅改修承諾書

3 第 1 項及び前項第 1 号の見積書は、重度障害者等日常生活用具給付に係る業務登録申出書の提出により障害者等の用具の給付につき本市の登録を受けた業者（以下「登録業者」という。）が作成したものでなければならない。ただし、障害者等又はその保護者が、登録業者以外の業者の用具を希望する場合で、市長が特に認めるときは、この限りでない。

(給付の決定及び通知)

第 7 条 市長は、前条第 1 項及び第 2 項の規定による提出があった場合は、速やかに審査の上、次に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書により、申請者に通知するものとする。

(1) 用具（居宅生活動作補助用具を除く。）の給付をすることを決定した場合 日常生活用具給付決定通知書

(2) 居宅生活動作補助用具費等の給付をすることを決定した場合 居宅生活動作補助用具費等給付決定通知書

(3) 用具（居宅生活動作補助用具を除く。）の給付をしないことを決定した場合 日常生活用具給付却下決定通知書

(4) 居宅生活動作補助用具費等の給付をしないことを決定した場合 居宅生活動作補助用具費等給付却下決定通知書

2 前項の規定による通知は、日常生活用具給付決定通知書には日常生活用具給付券を、居宅生活動作補助用具費等給付決定通知書には居宅生活動作補助用具費等給付券を添えて行うものとする。

(給付の方法)

第 8 条 用具を給付することの決定を受けた給付対象者（以下「給付決定者」

という。)は、当該用具の給付に係る登録業者と契約を行うものとする。

2 給付決定者は、前項の契約の際、日常生活用具給付券又は居宅生活動作補助用具費等給付券を当該登録業者に提出するものとする。

3 給付決定者へ用具を納入した登録業者は、請求書に当該用具に係る日常生活用具給付券又は居宅生活動作補助用具費等給付券を添えて、市長に対し、当該用具に係る費用を請求するものとする。

(経費の負担)

第9条 給付決定者は、当該用具の給付に係る経費として、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を負担するものとする。

(1) 別表種目欄に掲げる用具の区分に応じ当該用具の購入に要する費用の額が同表基準額の欄に掲げる額を上回る場合 当該用具の購入に要する費用の額から同表基準額の欄に掲げる額を減じた額と、当該基準額の欄に掲げる額に100分の10を乗じて得た額(令第43条の3各号に規定する額を超える場合にあっては、当該額)との合計額

(2) 別表種目欄に掲げる用具の区分に応じ当該用具の購入に要する費用の額が同表基準額の欄に掲げる額を下回る場合 当該用具の購入に要する費用の額に100分の10を乗じて得た額(その額が令第43条の3各号に規定する額を超える場合にあっては、当該額)

(給付の費用の返還)

第10条 市長は、給付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、用具の給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 給付された用具を給付の目的に反して使用したとき。

(2) 給付された用具を譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したとき。

(3) 偽りその他不正の手段により用具の給付を受けたとき。

(給付台帳の整備)

第11条 市長は、用具の給付の状況を明確にするため、日常生活用具給付台帳を整備しておかなければならない。

(委任)

第12条 重度障害者等日常生活用具給付に係る業務登録申出書等の様式その他日常生活用具の給付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成19年6月1日から施行する。

附 則(平成19年6月29日訓第37号)

この訓は、平成１９年７月１日から施行する。

附 則（平成２０年６月３０日訓第５９号）

この訓は、平成２０年７月１日から施行する。

附 則（平成２２年３月３１日訓第１３号）

この訓は、平成２２年４月１日から施行する。

附 則（平成２５年３月２９日訓第９号）

この訓は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則（平成２５年５月３１日訓第４０号）

この訓は、平成２５年６月１日から施行する。

附 則（平成２６年１０月３１日訓第１２５号）

この訓は、平成２６年１１月１日から施行する。

附 則（平成２８年３月３０日訓第２７号）

この訓は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則（平成２９年３月３１日訓第３７号）

１ この訓は、平成２９年４月１日から施行する。

２ 改正後の津市重度障害者等日常生活用具給付事業実施要綱の規定は、この訓の施行の日以後の申請に係る給付について適用し、同日前の申請に係る給付については、なお従前の例による。

附 則（平成３１年３月２９日訓第１５号）

１ この訓は、平成３１年４月１日から施行する。

２ 改正後の津市重度障害者等日常生活用具給付事業実施要綱の規定は、この訓の施行の日以後の給付について適用し、同日前の給付については、なお従前の例による。

附 則（令和３年３月２４日訓第１５号）

この訓は、令和３年４月１日から施行する。

附 則（令和４年３月３１日訓第２６号）

この訓は、令和４年４月１日から施行する。

別表（第3条－第5条、第9条関係）

種 目	対 象 者	性 能	耐用年数	基 準 額	備 考
特殊寝台	下肢障害又は体幹機能障害2級以上である者	原則として頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	154,000円	学齢児以上である者
特殊マット	知的障害A2以上である者及び下肢障害又は体幹機能障害1級以上である者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5年	19,600円	3歳以上である者
特殊尿器	下肢障害又は体幹機能障害1級である者で、常時介護を要するもの	尿が自動的に吸引されるもので、障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	67,000円	学齢児以上である者
入浴担架	下肢障害又は体幹機能障害2級以上である者で、常時介護を要するもの	障害者等を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年	82,400円	3歳以上である者
体位変換器	下肢障害又は体幹機能障害2級以上である者で、常時介護を要するもの	介護者が障害者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年	15,000円	学齢児以上である者
移動用リフト	下肢障害又は体幹機能障害2級以上である者	介護者が障害者等を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの（天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。）	4年	159,000円	3歳以上である者
浴槽（湯沸器を含む。）	下肢障害又は体幹機能障害2級以上である者	障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの	8年	次に掲げる額 1 浴槽（湯沸器を含む。） 91,000円 2 浴槽のみ 58,300円 3 湯沸器又は風呂	1 学齢児以上である者 2 市長が必要と認める場合には、浴槽及び湯沸器を個々の種目として給付できるものと

				釜のみ 50,000円	する。
入浴補助用具	下肢障害又は体幹機能障害を有する者で、入浴に介助を必要とするもの	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの（天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。）	8年	90,000円	3歳以上である者
便器	下肢障害又は体幹機能障害2級以上である者	障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの（設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。）	8年	次に掲げる額 1 手すりがないもの 4,450円 2 手すり付きのもの 5,400円	学齢児以上である者
T字杖、棒状の杖	平衡障害、下肢障害又は体幹機能障害を有する者	障害者等が容易に利用できるもの	4年	3,000円	1 3歳以上である者 2 施設利用者も給付の対象とする。
移動・移乗支援用具	平衡障害、下肢障害又は体幹機能障害を有する者で、家庭内の移動等において介助を必要とするもの	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等（設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。）であること 1 障害者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの 2 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解	8年	60,000円	3歳以上である者

		消等の用具			
頭部保護帽	平衡障害、下肢障害又は体幹機能障害を有する者、知的障害を有する者及び精神障害を有する者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3 年	次に掲げる額 1 スポンジ及び革を主材料に製作したもの 1 5, 2 0 0 円 (レディメイドのものにあつては、 1 2, 1 6 0 円) 2 スポンジ、革及びプラスチックを主材料に製作したもの 3 6, 7 5 0 円 (レディメイドのものにあつては、 2 9, 4 0 0 円)	施設利用者も給付の対象とする。
特殊便器	上肢障害 2 級以上である者及び知的障害 A 2 以上である者	温水温風を出し得るもの（設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。）	8 年	1 5 1, 2 0 0 円	学齢児以上である者
火災警報器	身体障害 2 級以上である者及び知的障害 A 2 以上である者で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属するもの	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8 年	1 5, 5 0 0 円	
自動消火器	身体障害 2 級以上である者及び知的障害 A 2 以上である者で、	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し、初	8 年	2 8, 7 0 0 円	

	火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属するもの	期火災を消火し得るもの			
電磁調理器	視覚障害２級以上である者及び知的障害Ａ２以上である者で、視覚又は知的障害者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属するもの	障害者が容易に使用し得るもの	６年	４１，０００円	１８歳以上である者
歩行時間延長 信号機用小型 送信機	視覚障害者２級以上である者	障害者等が容易に使用し得るもの	１０年	７，０００円	学齢児以上である者
聴覚障害者用 屋内信号装置	聴覚障害２級以上である者のうち、聴覚障害者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯に属する者	音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	１０年	８７，４００円	１　１８歳以上である者 ２　サウンドマスター、聴覚障害者用目覚まし時計、聴覚障害者用屋内信号等を含むものとする。
透析液加温器	腎臓機能障害３級以上である者で、自己連続携行式腹膜灌流法（ＣＡＰＤ）による透析療法を行うもの	透析液を加温し、一定温度に保つもの	５年	５１，５００円	３歳以上である者
ネブライザー （吸入器）	呼吸器機能障害３級以上である者又は同程度の障害を有する者で、市長が必要と認める者	障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの	５年	３６，０００円	３歳以上である者

電気式たん吸引器	呼吸器機能障害３級以上である者又は同程度の障害を有する者で、市長が必要と認める者	障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの	５年	５６，４００円	３歳以上である者
酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	障害者又は介護者が容易に使用し得るもの	１０年	１７，０００円	１８歳以上である者
視覚障害者用音声体温計	視覚障害２級以上である者で、視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属するもの	障害者等が容易に使用し得るもの	５年	９，０００円	学齢児以上である者
視覚障害者用体重計	視覚障害２級以上である者で、視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属するもの	障害者等が容易に使用し得るもの	５年	１８，０００円	学齢児以上である者
携帯用会話補助装置	音声言語機能障害者又は肢体不自由者で、発声・発語に著しい障害を有するもの	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障害者等が容易に使用し得るもの	５年	９８，８００円	学齢児以上である者
パーソナルコンピュータ	上肢障害２級以上又は言語・上肢複合障害２級以上である者で、文字を書くことが困難なもの	障害者等が容易に使用し得るもの	６年	１００，０００円	１ 学齢児以上である者 ２ プロテクター、プリンター等を付帯することができる。
情報・通信支援用具	視覚障害又は上肢機能障害２級以上である者	コンピュータの入力等が可能となる周辺機器	６年	１５０，０００円	学齢児以上である者
点字ディスプレイ	視覚障害２級以上である者で、職業上又は教育上において使用が必要であると市長が認めるもの	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことができるもの	６年	３８３，５００円	１８歳以上である者
点字器	視覚障害２級以上である者	点字で文字を打つためのもの	７年	１０，４００円	学齢児以上である者

点字タイプライター	視覚障害２級以上である者	障害者等が容易に使用し得るもの	５年	６３，１００円	学齢児以上である者
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害４級以上である者	音声等により操作ボタンを知覚し、又は認識することができ、かつ、ＤＡＩＳＹ方式による録音又は再生をすることができるもので、障害者等が容易に使用し得るもの	６年	次に掲げる額 １ 録音再生機 ８７，５５０円 ２ 再生専用機 ３６，０５０円	学齢児以上である者
視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害２級以上である者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、障害者等が容易に使用し得るもの	６年	９９，８００円	学齢児以上である者
視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者で、この装置により文書等を読むことが可能になるもの	画像入力装置を印刷物等の上に置くことにより、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出すことができるもの	８年	１９８，０００円	学齢児以上である者
視覚障害者用時計	視覚障害２級以上である者	障害者が容易に使用し得るもの	１０年	次に掲げる額 １ 触読式 １０，３００円 ２ 音声式 １３，３００円	１ １８歳以上である者 ２ 音声式のものにあつては、原則として、手指の感覚に障害がある等のため触読式のものの使用が困難なものに限る。

聴覚障害者用 通信装置	聴覚障害者又は発声・発語に著 しい障害を有する者	一般の電話機に接続することが でき、音声の代わりに通信が可能 な機器であり、障害者等が容易に 使用し得るもの	5年	71,000円	学齢児以上である者
ファクシミリ	聴覚障害者又は発声・発語に著 しい障害を有する者	一般の電話機に接続することが でき、音声の代わりに文字による 通信が可能な機器であり、障害者 等が容易に使用し得るもの	5年	35,000円	学齢児以上である者
聴覚障害者用 情報受信装置	聴覚障害者で、この装置により テレビの視聴が可能になるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障 害者用番組並びにテレビ番組に 字幕及び手話通訳の映像を合成 したものを画面に出力する機能 を有し、かつ、災害時の聴覚障害 者向け緊急信号を受信するもの で、障害者等が容易に使用し得る もの	6年	88,900円	3歳以上である者
人工喉頭	喉頭摘出をした音声機能障害者	(笛式) 音源を気管孔から呼気によりゴ ム膜等を振動させ、得られた音を ビニール管で口腔内に導き構音 化するもの (電動式) 発振器を顎下部や頸部の皮膚に あて、音源を経皮的に口腔内に導 き構音化するもの	5年	次に掲げる額 1 笛式 5,000円 (気管カニューレ 付きのものにあっ ては、8,100 円) 2 電動式 70,100円	1 3歳以上である 者 2 施設利用者も給 付の対象とする。
点字図書	情報の入手を主に点字によって 行っている視覚障害者	点字により作成された図書	—	図書の実費相当額	1 3歳以上である 者 2 施設利用者も給

					付の対象とする。
大活字図書	視覚障害者で、この図書により 文書等を読むことが可能になる もの	文字の大きさや行間を調整し、大 きな活字で組み直した図書	—	年額 60,000円	1 3歳以上である 者 2 施設利用者も給 付の対象とする。
DAISY 図書	視覚障害者で、この図書により 文書等を読むことが可能になる もの	デジタル録音された音声による 図書	—	年額 12,000円	1 3歳以上である 者 2 施設利用者も給 付の対象とする。
人工内耳用充 電池	聴覚障害者で、現に人工内耳を 装用しているもの	障害者等が容易に使用し得るも の	1年	17,000円	
人工内耳用充 電器	聴覚障害者で、現に人工内耳を 装用しているもの	障害者等が容易に使用し得るも の	3年	28,000円	
ストーマ装具	ぼうこう・直腸障害を有する者	人工肛門を造設し、又は尿路変更 術を施術している場合に便及び 尿を処理するためのもの	—	次に掲げる額 1 消化器系 月額9,600円 2 泌尿器系 月額 12,700円	1 3歳以上である 者 2 施設利用者も給 付の対象とする。 3 最大6月単位で 給付可能とする。
紙おむつ	次のいずれかに該当する者 1 治療によって軽快の見込み のないストーマ周辺の皮膚の 著しいびらん又はストーマ変 形のためストーマ装具を装着 することができない者並びに 先天性疾患（先天性鎖肛を除 く。）に起因する神経障害によ	便及び尿を処理するためのもの	—	月額12,000円	1 3歳以上である 者 2 施設利用者も給 付の対象とする。 3 最大6月単位で 給付可能とする。

	る高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者及び先天性鎮肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者で、紙おむつ等の用具を必要とするもの 2 脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿又は排便の意思表示が困難な者で、身体障害者更生相談所又は指定自立支援医療機関（育成医療）の判定により紙おむつ等の用具を必要とするもの				
収尿器	高度の排尿機能障害を有する者	排尿の調節が自由にできない人が、体に固定して尿をためておくためのもの	1 年	8, 5 0 0 円	1 3 歳以上である者 2 施設利用者も給付の対象とする。
居宅生活動作補助用具費等	下肢障害若しくは体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する者で、障害等級 3 級以上（特殊便器の設置を行う場合にあっては、上肢障害 2 級以上）である者	障害者等の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	—	2 0 0, 0 0 0 円	1 学齢児以上である者 2 障害者等一人につき原則 1 回とする。
訓練用ベッド	下肢又は体幹機能に障害を有する者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8 年	1 5 9, 2 0 0 円	学齢児以上である者

動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	呼吸機能障害等により呼吸管理上必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障害者等及び介護者が容易に使用できるもの	5年	157,500円	
視覚障害者用情報受信装置	視覚障害2級以上である者	地上デジタル放送及び災害時の緊急警報放送が受信できるもので、視覚障害者が容易に使用できるもの	6年	29,000円	学齢児以上である者

(注) 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、この表中の上肢若しくは下肢又は体幹機能障害に準じて取り扱うものとする。

第 1 号様式（第 6 条関係）

日常生活用具給付申請書

年 月 日

（宛先） 津市長

住所
申請者 氏名 ⑩
対象者との続柄
電話

次のとおり日常生活用具の給付を申請します。

日常生活用具の給付決定のため、私の世帯の住民基本台帳情報、税情報その他について、各関係機関に調査、照会、閲覧することを承諾します。

対 象 者	住 所	□申請者と同じ		
	氏 名	□申請者と同じ	生年月日	年 月 日
	身体障害者手帳	第 号	年 月 日交付	障害名 等級 級
	療育手帳	第 号	年 月 日交付	障害の程度
	精神障害者 保健福祉手帳	第 号	年 月 日交付	等級 級
	疾患名	（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令に規定する疾患名を記載のこと。）		
現在の住居の状況		☐ 自宅 ☐ 施設（名称：） ☐ 借家 ☐ その他（）		
給 付 を 受 け た い 用 具 の 名 称		希 望 す る 形 式 規 模 等		
給付を希望する理由				
希 望 す る 事 業 者 名				
該 当 す る 所 得 区 分		☐ 生活保護 ☐ 低所得 ☐ 一般		
生活保護への移行予防措置に関する認定		☐ 生活保護への移行予防（定率負担減免措置）を希望します。		
備 考				

※ 当該年度の1月1日以降に転入された方は、世帯全員の前年の市町村民税の課税額を証明する書類の添付が必要です。
 ※ 申請者は、対象者本人又は対象者と同一の世帯に属する者になります。
 ※ 申請者の氏名を自書する場合は、押印を省略することができます。

第2号様式（第6条関係）

居宅生活動作補助用具費等給付申請書

年 月 日

（宛先）津市長

住所
申請者 氏名 ⑨
対象者との続柄
電話

次のとおり居宅生活動作補助用具費等の給付を申請します。

日常生活用具の給付決定のため、私の世帯の住民基本台帳情報、税情報その他について、各関係機関に調査、照会、閲覧することを承諾します。

対象者	住 所	□申請者と同じ						
	氏 名	□申請者と同じ		生年月日	年 月 日			
	身体障害者手帳	第 号		年 月 日交付			等級 級	
	疾患名	(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令に規定する疾患名を記載のこと。)						
給付を希望する理由								
改修を行う住宅の住所		□申請者と同じ						
現在の住居の状況	住宅	□ 自宅 □ 借家	借家の場合、 貸主の承諾の有無	□ 有 □ 無	浴槽	□ 有 □ 無	便器	□ 和式 □ 洋式 □ 携帯用
改修工事内容	区 分				居宅生活動作補助用具			
	□ 手すりの取付け □ 床段差の解消 □ 床材の変更 □ 扉の取替え □ 便器の取替え □ その他 ()				□ 便器 □ 手すり □ スロープ □ その他 ()			
現在の介護の状況	入浴	□ 介助が必要 □ 清拭のみ □ 入浴、清拭ともしていない □ 自分でできる		排便	□ 全介助 □ 一部介助 □ 自分でできる		移動	□ 車いす使用 □ 他人の介助が必要(一部・全部) □ 自分でできる
該当する所得区分	□ 生活保護 □ 低所得 □ 一般							
生活保護への移行予防措置に関する認定	□ 生活保護への移行予防(定率負担減免措置)を希望します。							
備 考								

※ 当該年度の1月1日以降に転入された方は、世帯全員の前年の市町村民税の課税額を証明する書類の添付が必要です。

※ 申請者は、対象者本人又は対象者と同一の世帯に属する者になります。

※ 申請者の氏名を自書する場合は、押印を省略することができます。